

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 令和6年4月15日

厚生労働大臣 殿

すきまわーくす かぶしきがいしゃ

スキマワークス株式会社

(ふりがな) だいひょうとりしまりやく あかおぎ しん

②届出者 氏 名 代表取締役 赤荻 心

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	13-ユ-314793
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	すきまわーくす かぶしきがいしゃ スキマワークス株式会社
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒108-0023 電話 03(5439)9223 とうきょうとみなとくしぼうら 東京都港区芝浦3-14-15 タチバナビル3階301・302号室
⑥適用開始・変更予定日	令和6年4月16日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	スキマワークス株式会社に適用する。 担当 林 香児郎 電話 03-5439-9223

受理

-6.4.15

東京労働局

【一般登録型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 45%（または 700,000 円） 上記のうちどちらか低い額とする (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 45%（または 700,000 円） 上記のうちどちらか低い額とする 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 45%（または 700,000 円） 上記のうちどちらか低い額とする 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-314793

スキマワークス株式会社
事業所の名称及び所在地 東京都港区芝浦 3-14-15 タチバナビル 3 階 301・302 号室